

令和8年度不正大麻・けし撲滅運動について

大麻及び麻薬の原料となるけしは、大麻草の栽培の規制に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法等により厳しい規制の対象とされている。しかしながら、大麻・けしに係る事犯の発生は、依然として後を絶たない現状にあり、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。

このため、厚生労働省及び都道府県では、昭和35年から大麻・けしに関する正しい知識の普及及び不正大麻・けしの発見、除去を図るため「不正大麻・けし撲滅運動」を関係機関の協力を得て実施している。

本県においても、例年期間を定めて、不正大麻・けしの撲滅に努めており、本年度においても、標記の運動を別紙要綱に基づき、実施することとしている。

記

- 1 実施期間 令和8年5月1日（金）～6月30日（火）
- 2 実施概要 運動期間中、関係機関の協力を得て県内の不正大麻・けし撲滅に係る監視パトロールを実施するとともに、本運動の趣旨の徹底を図り、不正大麻・けしの発見、除去に努める。

（参考）

- 1 石川県における近年の不正大麻・けしの発見、除去状況
 - (1) 大麻については、過去10年間発見なし
 - (2) けし

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
箇所	7箇所	2箇所	8箇所	11箇所	3箇所
本数	2,540本	72本	2,051本	3,986本	86本

- 2 全国・北陸3県の不正大麻・けしの発見状況

年度		R 4	R 5	R 6
全国	大麻	829,513本	2,030,539本	3,123,488本
	けし	685,969本	691,861本	924,639本
	計	1,515,482本	2,722,400本	4,048,127本
北陸3県	大麻	0本	0本	0本
	けし	6,850本	7,580本	14,421本
	計	6,850本	7,580本	14,421本

- 3 運動期間終了後、不正大麻・けし発見状況について資料提供予定

大麻・けしの見分け方については、下記URLをご覧ください

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/dl/taima.pdf>

（添付書類）令和7年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

令和 8 年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

第 1 目的

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にあり、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。本運動は、大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

第 2 名称

令和 8 年度不正大麻・けし撲滅運動

第 3 実施期間

令和 8 年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで

第 4 実施機関

主催 厚生労働省、石川県

協賛 石川県薬物乱用対策推進本部

第 5 実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

各団体の広報組織を活用するとともに、報道機関に協力を求め、この運動の趣旨の普及徹底を図る。

(2) 児童・生徒に対する啓発指導

教育委員会の協力を得て、小中学校の児童・生徒に対し、学校薬剤師等を通じて視聴覚教材等によりこの運動の趣旨を普及する。

(3) 集会等の場の活用

各種団体が行う集会等を活用して派遣講師、視聴覚教材等により、大麻・けしについての正しい知識を普及し、更に不正大麻・けしを発見した場合には、石川県健康福祉部薬事衛生課、保健福祉センター又は警察署に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 不正大麻・けしの発見除去等

石川県健康福祉部薬事衛生課及び保健福祉センターは、関係機関と緊密な連携を保ち、不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしの発見に努め、これを発見したとき、又は一般から通報があったときには、速やかにこれを除去する等所要の措置を講ずる。